

議案第 8 4 号

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和 5 0 年墨田区条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条を次のように改める。

（母子及び父子福祉資金との関係）

第 2 2 条 第 3 条の規定にかかわらず、東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（昭和 3 9 年東京都条例第 1 6 6 号）に基づく貸付金を受けている者及び受けることができる者と認められる者は、当該貸付金と同種類の資金の貸付けを受けることができない。ただし、区長が特に必要と認めた者については、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都母子福祉資金貸付条例の一部改正により同条例の題名が改められたことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。